

独立行政法人労働者健康福祉機構法案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、独立行政法人労働者健康福祉機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるところを目的とするものとする。 (第一条関係)

二 名称

独立行政法人労働者健康福祉機構とするものとする。 (第二条関係)

三 機構の目的

独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）は、療養施設、健康診断施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とするものとする。 (第三条関係)

四 事務所

機構は、主たる事務所を神奈川県に置くものとする。 (第四条関係)

五 資本金

機構の資本金は、第六の二の二により政府から出資があつたものとされた金額とするほか、政府は、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができるものとする。 (第五条関係)

第二 役員及び職員

一 役員

機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置くとともに、理事四人以内を置くことができるものとする。 (第六条関係)

二 役員任期

理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とするものとする。 (第八条関係)

三 その他

役員の職務及び権限、役員の欠格条項の特例、役員及び職員の秘密保持義務、役員及び職員のみなし
公務員規定その他所要の規定を設けるものとする。こと。（第七条及び第九条から第十一条まで関係）

第三 業務等

一 業務の範囲

- 1 機構は、第一の三の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。こと。（第十二条第一項関係）
 - (1) 療養施設の設置及び運営を行うものとする。こと。
 - (2) 健康診断施設の設置及び運営を行う。こと。
 - (3) 労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行う施設の設置及び運営を行う。こと。
 - (4) 労働安全衛生法第十三条の二に規定する事業場について、産業医の要件を備えた医師を任意に選任し、当該医師に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせる事業者に対する助成金の支給を行う。こと。
- (5) 労働安全衛生法第六十六条の二の規定による健康診断を受ける労働者に対する助成金の支給を行

うこと。

(6) 賃金の支払の確保等に関する法律第三章に規定する事業（同法第八条に規定する業務を除く。）を実施すること。

(7) リハビリテーション施設の設置及び運営を行うこと。

(8) 被災労働者に係る納骨堂の設置及び運営を行うこと。

(9) (1)から(8)までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、1の業務のほか、1の業務の遂行に支障のない範囲内で、行政官庁の委託を受けて、労働者災害補償保険法第七条第一項の保険給付に関する決定に必要な検診を行うことができるものとすること。（第十二条第二項関係）

二 積立金の処分

機構の積立金の処分について所要の規定を設けるものとする。（第十三条関係）

三 長期借入金及び独立行政法人労働者健康福祉機構債券

1 機構は、施設の設置等に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、

又は独立行政法人労働者健康福祉機構債券（以下「債券」という。）を発行することができるものとすること。（第十四条第一項及び第二項関係）

2 機構の長期借入金及び債券の償還計画その他所要の規定を設けるものとする。

第四 雑則

一 緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求

厚生労働大臣は、重大な労働災害が発生し、又はまさに発生しようとしている事態に対処するため緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、第三の1の(1)から(3)までの業務に関し必要な措置をとることを求めることができるものとする。（第十六条第一項関係）

二 他の法令の準用

医療法その他の法令について機構を国とみなして準用するものとする。（第十九条関係）

三 国家公務員宿舎法の適用除外

国家公務員宿舎法の適用除外を定めること。（第二十条関係）

四 国家公務員共済組合法の特例

国家公務員共済組合法の適用除外を定めること。(第二十一条関係)

五 その他

財務大臣との協議その他所要の規定を設けるものとする。

第五 罰則

所要の罰則規定を設けるものとする。(第二十一条及び第二十三条関係)

第六 附則

一 施行期日

この法律は、一部を除き公布の日から施行するものとする。(附則第一条関係)

二 労働福祉事業団の解散等

1 労働福祉事業団(以下「事業団」という。)は、機構の成立時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、その時において、廃止前の労働福祉事業団法(以下「旧法」という。)(第十九条第一項第一号に規定する資金の貸付けの業務に係るもの以外のもの)にあつては機構が、当該資金の貸付けの業務に係るものにあつては独立行政法人福祉医療機構が、承継計画書にお

いて定めるところに従い承継するものとする。 (附則第二条第一項から第三項関係)

2 1により機構又は独立行政法人福祉医療機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、承継される資産の価額から承継される負債の価額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。 (附則第二条第七項関係)

三 業務の特例

1 機構は、第三の一の業務のほか、当分の間、療養施設の一定の施設の移譲又は廃止の業務を行うものとする。 (附則第三条第一項関係)

2 機構は、第三の一及び1の業務のほか、政令で定める日までの間、機構の成立の際現に事業団が設置している施設で政令で定めるものの移譲又は廃止の業務を行うものとし、それまでの間、当該施設を運営を行うものとする。 (附則第三条第二項関係)

3 機構は、第三の一並びに1及び2の業務のほか、旧法第十九条第一項第二号の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行うものとする。 (附則第三条第三項関係)

- 4 機構は、第三の一並びに1、2及び3の業務のほか、旧法第十九条第一項第一号の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、独立行政法人福祉医療機構の委託を受けて、当該債権の管理及び回収の業務を行うことができるものとする。こと。（附則第三条第四項関係）
- 四 その他この法律の施行に伴う所要の経過措置等について規定すること。
- 五 独立行政法人福祉医療機構法の一部改正
独立行政法人福祉医療機構は、労働者災害補償保険法に基づく年金たる給付の受給権者に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うものとする。こと。（附則第十四条関係）
- 六 その他関係法律について所要の改正を行うものとする。こと。